

平成 23 年 3 月 2 日

有田町長 田代正昭 様

有田町上下水道事業審議会
会 長 廣 徳男

有田町汚水処理整備事業に伴う使用料金の改定について

平成 22 年 8 月 26 日付け有公企第 1115 号をもって諮問のあった「有田町汚水処理整備事業に伴う使用料金の改定について」、当審議会の審議の結果を別紙のとおり答申します。

答 申 書

平成23年 3月 2日

有田町上下水道事業審議会

答 申 書

汚水処理事業は、住民が安全で衛生的な生活を送るためには欠くことのできない事業であり、トイレの水洗化等による生活環境の改善、周辺住環境の向上、河川の水質保全など、広範な機能を有しています。

有田町では、公共下水道、浄化槽整備、農業集落排水の汚水処理事業に取り組んでおり、平成 21 年度末では、町内の汚水処理人口は 13,199 人となり、町全体の人口 21,663 人に対する普及率は 60.9%に達しています。

また、平成 19 年 8 月にそれまでは事業ごとに異なっていた下水道使用料を、水道使用量制に統一し、汚水処理事業が実施されています。

この事業は、公営企業会計で運営され独立採算が求められる事業です。このため、この事業に係る維持管理費は、その利用者の使用料で賄うのが原則とされています。

このような状況の中、汚水処理人口の増加に伴う維持管理費の増額に対し、現在の使用料では不足が生じ、その補てんは、一般会計からの繰入金で賄われております。

使用料で賄うべき費用を、一般会計からの繰入金で賄うことは、他の住民サービスに必要な財源の確保が困難になり、町政に多大な影響を与えることとなります。

このため、使用料の改定を行い、利用者負担の適正化を図るべきです。

長引く景気低迷により、住民の生活が非常に厳しい状況に置かれている中で、料金改定であります。住民の理解と協力が得られるよう、下水道接続の推進を図るとともに、一層の経営努力を望むところです。

記

- 1 下水道使用料については、その使用料で維持管理費を賄うことを目標に、別表のとおり改定を行う。
- 2 改定後の下水道使用料は、平成 24 年 3 月検針分から適用する。
- 3 今後は 5 年ごとに下水道使用料の見直しを行い、その都度、適正な使用料を検討するものとする。

付帯意見

- 1 下水道使用料改定に伴い、利用者に対し十分な説明を行い、理解と協力を得られるよう最善の努力を望みます。
- 2 経費の節減に努め、接続率の増加を目指し、経営の健全化が図れるよう努力することを望みます。

(別表) 下水道使用料表 (税抜き)

用途	区 分	使用水量	現 行	改 定	改定率 (%)
汚 水 使 用 料	基本料金	10 m ³ まで	1,300 円	1,700 円	30.8
	超過料金 (1 m ³ 当たり)	11 m ³ ～20 m ³	150 円	150 円	0
		21 m ³ ～50 m ³	170 円	170 円	0
		51 m ³ ～100 m ³	200 円	200 円	0
		100 m ³ から	230 円	230 円	0

審議経過

- 第1回審議会 平成22年 8月26日(木) 諮問・審議
 第2回審議会 平成22年10月21日(木) 審議
 第3回審議会 平成23年 1月28日(金) 審議

委員名

- 会 長 廣 徳 男 (有田町総区長会)
 副会長 今 村 安伊子 (有田町消費者グループ)
 委 員 金 武 康 男 (有田町議会)
 委 員 空 閑 尊 一 (有田町議会)
 委 員 梶 原 貞 則 (有田町議会産業建設常任委員会)
 委 員 岩 尾 慶 一 (有田商工会議所)
 委 員 久保田 誠 (西有田商工振興会)
 委 員 鷹 取 和 美 (有田町総区長会)
 委 員 永 石 比佐子 (有田町女性ネットワーク)
 委 員 福 島 スミ子 (有田町女性ネットワーク)
 委 員 江 頭 泰 子 (有田町食生活改善推進協議会三木会)
 委 員 久保田 勝 世 (有田町食生活改善推進協議会さわやか会)
 委 員 空 閑 秀 則